

国立大学法人東京芸術大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国の指定職俸給表の適用される職員に準じて算定される期末特別手当の基礎金額に、文部科学省国立大学法人評価委員会の本学に対する事業評価等の結果を勘案し、加算することができる旨、本学役員報酬規則において定めている。平成20年度においては、役員の協議により検討した結果、国の相当職に適用となる加算額に準じることが決定された。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

理事

理事(非常勤)

監事

監事(非常勤)

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成20年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 20,009	千円 12,780	千円 5,517	千円 1,534 (地域手当) 178 (通勤手当)			
A理事	千円 14,567	千円 9,186	千円 4,041	千円 1,102 (地域手当) 238 (通勤手当)			
B理事	千円 15,528	千円 9,892	千円 4,351	千円 1,187 (地域手当) 98 (通勤手当)		3月31日	
C理事	千円 13,579	千円 8,703	千円 3,771	千円 1,044 (地域手当) 61 (通勤手当)		3月30日	◇
D理事 (非常勤)	千円 3,000	千円 3,000	千円 ()	千円 ()			
A監事 (非常勤)	千円 960	千円 960	千円 ()	千円 ()			※
B監事 (非常勤)	千円 1,840	千円 1,840	千円 ()	千円 ()			*※

注1:「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注2:「前職」欄の「◇」は、役員出向者(本府省課長・企画官相当職以上で退職し、かつ、引き続き本学役員として在職する者)であることを示す。

注3:「前職」欄の「※」は、独立行政法人等の退職者(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の対象法人の退職者)であることを示す。

注4:「前職」欄の「*※」は、退職公務員(本府省課長・企画官相当職以上で退職した者)が独立行政法人等の役職員に就任し退職した後本学の役員となった者であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成20年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事A	千円 3,920(49,795)	年 月 3(38) 4(4)	3月31日		1 退職金支給額への業績評価等は現役員により決定され、加算・減算なし。	
理事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	

理事Aについては、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

人件費等の必要額を見通した財政計画を策定し、併せて組織の合理化、簡素化等を図り、人件費の抑制に努めている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を考慮しつつ、人件費抑制を加味して給与水準を決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

能率、勤務成績に応じて昇給幅の増減、昇格、勤勉手当(賞与)の支給割合の増減を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	勤務成績に応じ、支給基礎金額に下記の率を掛けて得られた額を支給する。 良好(0.72) 優秀(0.825) 特に優秀(0.93)
昇給	原則1月1日に4号俸(教育職俸給表(一)適用者のうち5級以上であるものについては3号俸、55歳を超えるものについては2号俸)を標準として、勤務成績に応じて昇給幅を決定する。

ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点

平成20年4月支給分からの改正

- ・特別手当を1%から2%に引き上げた。
- ・一般の職員の勤勉手当の成績率を下記のとおり引き上げた。
 - 勤務成績が「特に優秀」な者 0.86→0.93
 - 勤務成績が「優秀」な者 0.785→0.825
 - 勤務成績が「良好」な者 0.71→0.72
 - 勤務成績が「良好でない」者 0.71未満→0.72未満

平成20年11月支給分からの改正

- ・主幹教諭の新設に伴い、主幹教諭手当を新設した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成20年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	277人	50.2歳	8,803千円	6,322千円	185千円	2,481千円
事務・技術	91人	43.6歳	6,455千円	4,725千円	171千円	1,730千円
教育職種 (大学教員)	177人	53.5歳	10,016千円	7,141千円	193千円	2,875千円
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
教育職種 (附属高校教員)	9人	50.9歳	8,707千円	6,372千円	172千円	2,335千円

在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
------	------------	---	----	----	----	----

任期付職員	人 3	歳 63.8	千円 11,737	千円 8,254	千円 69	千円 3,483
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (外国人教師等)	人 3	歳 63.8	千円 11,737	千円 8,254	千円 69	千円 3,483

再任用職員	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

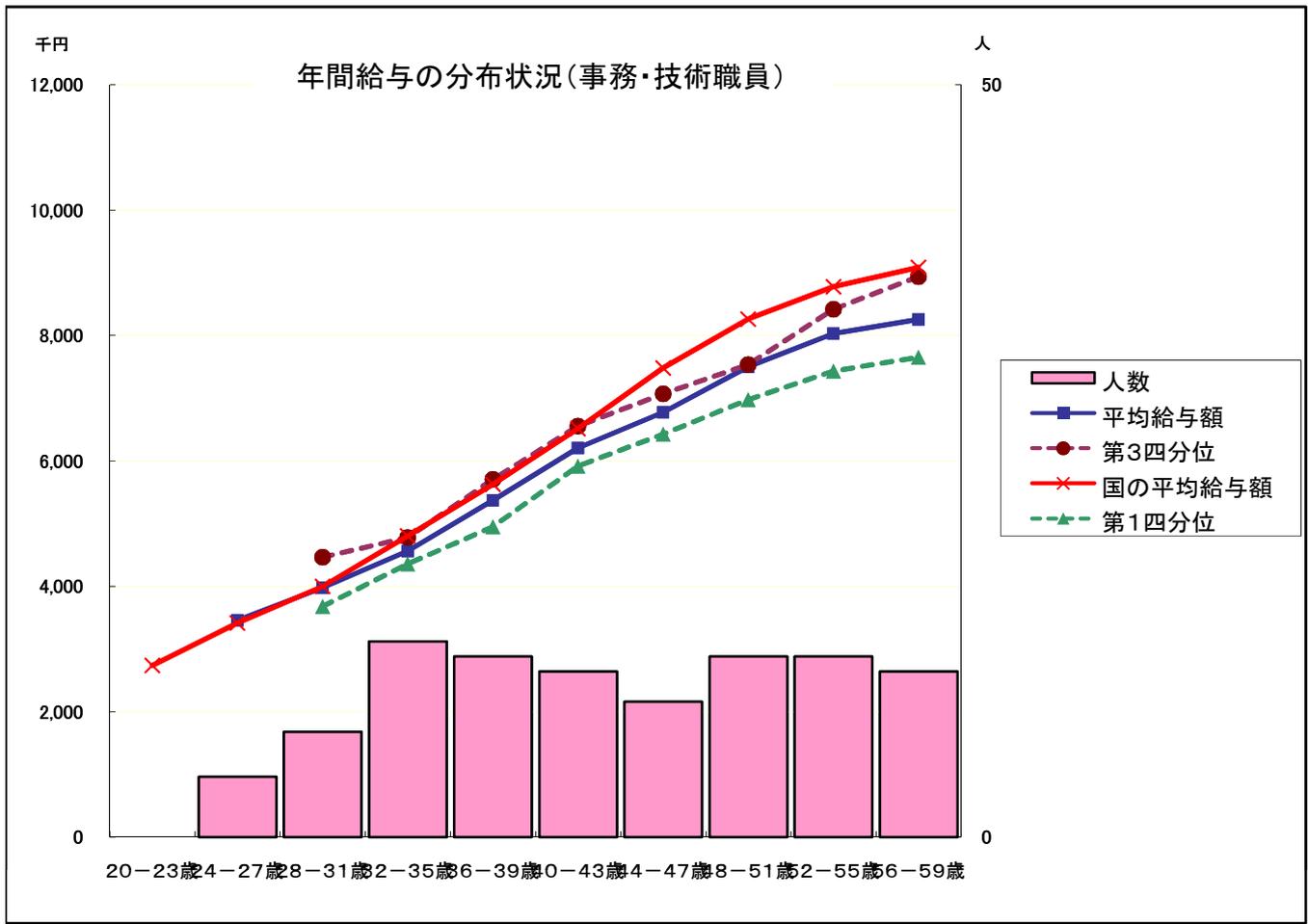
注：再任用職員については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

非常勤職員	人 6	歳 53.8	千円 5,196	千円 4,603	千円 98	千円 593
事務・技術	人 4	歳 50	千円 3,372	千円 2,483	千円 117	千円 889
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (招聘教員)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

注：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注：非常勤職員の教育職種(招聘教員)については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

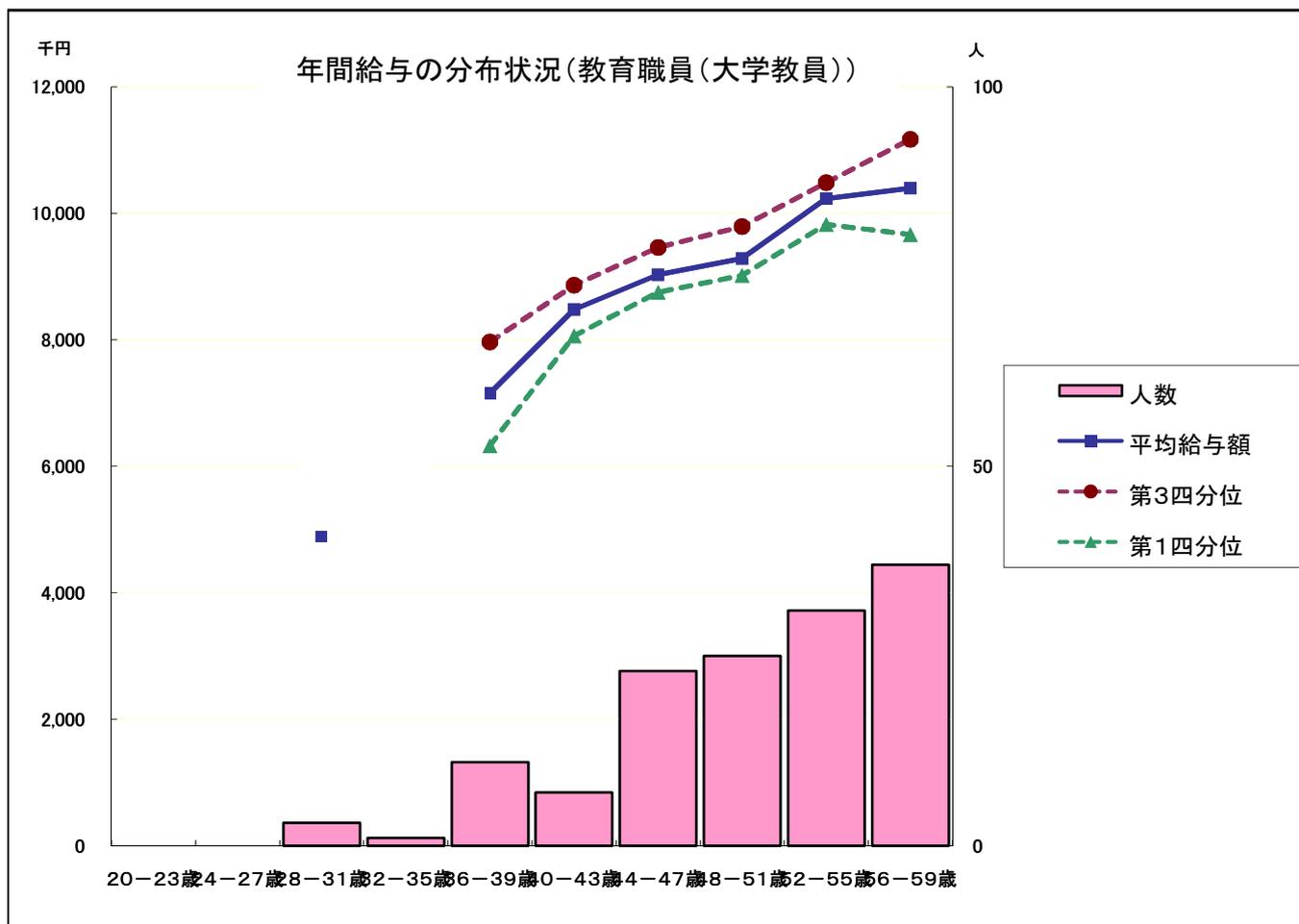


注: 年齢24-27歳の該当者は4人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

注: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
課長	10	56.0	8,788	9,118	9,682
課長補佐	11	53.0	7,511	7,729	7,996
係長	38	46.2	6,104	6,621	7,144
主任	11	36.5	4,643	5,014	5,205
係員	21	31.9	3,678	4,231	4,464



注:年齢28-31歳の該当者は3人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

注:年齢32-35歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
教授	98	58.5	10,089	10,818	11,412
准教授	63	48.4	8,653	9,077	9,575
講師	2	44.0			
助教	14	42.1	6,171	6,459	7,248

注:講師の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額は表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成21年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		事務局長	事務局長	事務局長	部長	課長 事務長
人員 (割合)	91 人 (割合)	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)	6 人 (6.6%)
年齢(最高～最低)		}	}	}	}	59～48
所定内給与年額(最高～最低)		千円 }	千円 }	千円 }	千円 }	千円 7,051 ～ 6,440
年間給与額(最高～最低)		千円 }	千円 }	千円 }	千円 }	千円 9,751 ～ 8,895

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		課長 事務長	課長補佐・事務長補佐 専門員	係長 専門職員	主任	係員
人員 (割合)		4 人 (4.4%)	13 人 (14.3%)	37 人 (40.7%)	17 人 (18.7%)	14 人 (15.4%)
年齢(最高～最低)		56～54	58～49	59～35	44～31	36～26
所定内給与年額(最高～最低)		千円 6,510 ～ 6,181	千円 5,785 ～ 4,959	千円 5,577 ～ 3,681	千円 4,409 ～ 3,160	千円 3,346 ～ 2,488
年間給与額(最高～最低)		千円 8,857 ～ 8,418	千円 8,140 ～ 6,973	千円 7,710 ～ 5,076	千円 6,124 ～ 4,357	千円 4,464 ～ 3,403

(教育職員(大学教員))

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	教授	准教授	講師	助教	助手 教務職員
人員 (割合)	177 人 (割合)	0 人 (0.0%)	92 人 (52.0%)	69 人 (39.0%)	2 人 (1.1%)	14 人 (7.9%)	0 人 (0.0%)
年齢(最高～最低)			66～46	59～33		59～28	
所定内給与年額(最高～最低)		千円	千円 9,564 ～ 6,558	千円 7,331 ～ 5,047	千円	千円 5,576 ～ 3,542	千円
年間給与額(最高～最低)		千円	千円 13,591 ～ 9,227	千円 10,368 ～ 6,933	千円	千円 7,693 ～ 4,783	千円

注：3級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成20年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 66	% 68.3	% 67.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34	% 31.7	% 32.8
	最高～最低	39.9～32.1	35.6～29.3	35.5～30.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66	% 68.5	% 67.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34	% 31.5	% 32.7
	最高～最低	39.9～31.6	36.8～28.4	35.5～30.6

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.2	% 67	% 65.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.8	% 33	% 34.4
	最高～最低	43.0～32.9	39.3～30.0	41.1～31.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.9	% 68.8	% 67.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.1	% 31.2	% 32.5
	最高～最低	39.6～32.3	36.8～29.4	36.6～30.8

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

93.0

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

107.5

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

99.0

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 93.0	
	参考	地域勘案 83.5
		学歴勘案 91.7
	地域・学歴勘案 82.7	
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 67.14% (国からの財政支出額 5,712,868,216円、支出予算の総額 8,508,000,000円：平成20年度予算)</p> <p>【検証結果】 国立大学法人化以降も、支出額の大部分を運営費交付金により賅っている。その中で、国家公務員の給与水準を考慮しつつ、人件費抑制を加味して給与水準を決定している。</p>	
講ずる措置	引き続き、組織の合理化、簡素化等を図り、人件費の抑制に努めていく。	

○教育職員（大学教員）と国家公務員との給与水準の比較指標 95.7

（注）上記比較指標は、法人化前の国の教育職（一）と行政職（一）の年収比率を基礎に、平成20年度の教育職員（大学教員）と国の行政職（一）の年収比率を比較して算出した指数である。

Ⅲ 総人件費について

区分	当年度 (平成20年度)	前年度 (平成19年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	2,786,691	2,821,824	-35,133	(-1.2)	-136,058	(-4.7)
退職手当支給額 (B)	362,092	232,205	129,886	(55.9)	127,952	(54.6)
非常勤役職員等給与 (C)	1,695,493	1,650,645	44,847	(2.7)	185,081	(12.3)
福利厚生費 (D)	390,793	390,355	438	(0.1)	8,588	(2.2)
最広義人件費 (A+B+C+D)	5,235,069	5,095,029	140,040	(2.7)	185,563	(3.7)

注：・「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

- ・「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

・「給与、報酬等支給総額」

対前年度比 △35,132千円

承継職員の給与の減

△35,132千円

・「最広義人件費」

対前年度比 140,040千円

承継職員の給与の減

△35,132千円

承継職員定年退職者の増加による退職手当支給額の増

129,886千円

H17年新設の映像研究科教員等の給与の増

45,502千円

外国人教師の人数減による給与の減

△12,895千円

非常勤役員報酬の増

810千円

非常勤教員給与の増

13,367千円

非常勤職員給与の増

1,268千円

受託研究費等による雇用者の減

△3,204千円

福利厚生費の増

438千円

・行革推進法、「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組状況

①中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項

「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

②中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

総人件費改革の実行計画を踏まえ、常勤役員報酬及び承継職員給与について、平成17年度の人件費予算相当額をベースとして、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

国家公務員の給与構造改革を踏まえ、国家公務員の給与水準を考慮しつつ、人件費の抑制を図る。

③人件費削減の取組の進ちょく状況

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	2,987,842	2,896,071	2,821,824	2,786,691
人件費削減率 (%)		(-3.1)	(-5.6)	(-6.7)
人件費削減率(補正值) (%)		(-3.1)	(-6.3)	(-7.4)

注:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年度の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ、0%、0.7%、0%である。

注:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

IV 法人が必要と認める事項

特になし